

平成 15 年 1 月 6 日

## 「本人確認法」施行に伴うお客さまへのお願い

2003 年 1 月 6 日からの本人確認法の施行によって、生命保険契約締結時や契約者変更時にお客さまに公的証明書等の提示をしていただくこととなりました。

本法律の主旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

### ●本人確認法の目的

2001 年 9 月の米国同時多発テロ事件後、テロ資金供与防止の必要性が国際的に高まり、生命保険会社等の金融機関がテロ資金の隠匿とマネーロンダリング（注）に利用されることを防ぐとともに、本人確認および取引記録の保存によって資金移動の追跡を可能とするために本人確認法が制定されました。

（注）犯罪等で得た「汚れた資金」を正当な取引で得た「きれいな資金」に見せかけることです。

### ●本人確認について

---

本人確認って何？

---

生命保険会社等の金融機関で、お客さまが個人の場合は氏名、住居及び生年月日を、法人の場合は名称と本店等の所在地を、公的証明書により確認させていただくことです。

---

弊社（共栄火災しんらい生命）で本人確認が必要となる場合

---

- (1) 次の保険契約の「締結」「年金・満期保険金の支払」「解約返戻金の支払」「契約者変更」「契者貸付」を行うとき
  - ・個人年金保険
  - ・養老保険
  - ・終身保険の一時払契約（全期前納を含みます）
- (2) 現金・持参人払式小切手による取引で金額が 200 万円を超える場合（全種目）

---

## 本人確認の方法

---

### (1) お客さまが個人の場合

運転免許証、各種健康保険証・年金手帳等、パスポート等の公的証明書をご提示下さい。

### (2) お客さまが法人の場合

運転免許証、各種健康保険証・年金手帳等、パスポート等の公的証明書をご提示下さい。

- ・お客さまである法人と、実際に取引をなさるご担当者双方の本人確認が必要です。ご担当者の本人確認は個人の場合と同様です。
- ・法人の本人確認は、登記簿謄本・抄本や印鑑登録証明書等をご提示下さい。

(注)お客さまが国・地方公共団体等の場合は取引をされるご担当者の方のみの本人確認となります。

---

## 既に本人確認済みの場合の取扱い

---

お客さまが一旦弊社（共栄火災しんらい生命）に本人確認を受けられた場合は、次回以降の取引で、その本人確認を受けたご契約の保険証券を提示いただくことによって再度の本人確認は省略することができます。

(注)場合によっては、再度の本人確認が必要なこともあります。

---

## 虚偽の申告を行った場合は？

---

本人確認法では、お客さまが、本人確認に際して氏名、住居及び生年月日を偽ることを禁止しており、お客さまに隠蔽の目的があった場合は、50万円以下の罰金が科されます。

---

## 金融機関の免責規定について

---

本人確認法では、金融機関は、お客さまが本人確認に応じない場合には応じるまでの間、取引に係る義務の履行を拒むことができるという免責規定を設けています。

従って、お客さまが本人確認に応じない間、お客さまは金融機関に契約上の義務の履行を要求できません。

**本人確認法に基づき弊社が知り得たお客さまの個人情報には本法令が要請する目的以外には使用することはありません。**